

米国SECスタッフの  
「プログレスレポート※  
(2010年10月29日)」について

※ Progress Report “Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers”

2010年11月  
金融庁

# 米国SECスタッフの「プログレスレポート ※(2010年10月29日)」について

※ Progress Report “Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers”

2010年10月29日(金)、SECスタッフは「プログレスレポート」を公表。

## ○ 背景

### ○2010年2月のワークプランの内容

- ・2011年にIFRSを適用すべきかについて、判断材料を提供予定
- ・SECスタッフが定期的に、ワークプランの進捗状況のレポートを公表予定

### ○本プログレスレポートの性格

- ・米国内の報告体制と、投資家利益の基準設定の独立性のために、十分な進歩とIFRSの適用を考察
- ・新情報の入手や、改善、制約があれば、ワークプランを見直して修正

## 1. 米国の財務報告システムで使用するためのIFRSの十分な発展と適用

### ○評価の視点

- ①包括性: US・GAAPと比較して、解釈指針は十分か
- ②監査・執行可能性
- ③比較可能性

### ○各国のIFRSの「インコーポレーション」

- A) IFRSをそのまま適用する国
- B) 手続きに沿ってその国特有のバリエーションをもたせる国
  - (i) コンバージェンス・アプローチ
  - (ii) エンドースメント・アプローチ

# 米国SECスタッフの「プロGRESSレポート(2010年10月29日)」について

---

## 2. 投資家のための基準設定の独立性

- ワークプラン公表後、モニタリングボード(MB)及びIFRS財団のガバナンスレビューのためのワーキンググループ(WG)を設置
- IFRS財団及びIASBの資金調達に関する米国の役割について検討予定
- IFRS財団の「非政府性」のため、現在IFRS財団には資金拠出を強制する権限がないこと、トラスティが実質的に自らの国の資金拠出に責任を有していること、グローバル監査法人が全収入の3分の1を拠出していること等を指摘

## 3. IFRSに関する投資家の理解と教育

- 現在スタッフは、実施したパブリックコメント(コメント期限:10月18日)の結果を分析中

# 米国SECスタッフの「プロGRESSレポート(2010年10月29日)」について

## 4. 会計基準変更による規制制度への影響

○多くの規制当局とSECでの間の議論が進行中。2011年まで続く予定

現在の米国の法制度には、US・GAAPに負ったシステムが多いため、インコーポレーションの手段が重要

○規制当局は、2つのGAAPが併存することを懸念。このほか、規制当局が基準設定に及ぼす影響の低下、IFRSの規制分野ごとのガイダンスの少なさを懸念

○監査面での論点は、PCAOBや、IFRSを使用している160の外国企業とのヒアリングで検討中

## 5. 発行者への影響

○会計システムに与える影響、契約・コーポレートガバナンスに与える影響を検討

○訴訟プロセスに当てる影響、大企業と中小企業への影響の相違についても検討

○FASBは別途、MoUプロジェクトの適用時期についてのパブリックコメントを実施中

## 6. 人的資源の確保

○各主体の教育・トレーニング、監査のキャパシティ(監査の質、コスト、監査人員の制約)について調査予定